

信州大学テニユア・トラック制度ガイドライン

(平成 23 年 6 月 8 日学長裁定)

(平成 26 年 8 月 7 日一部改正)

(平成 28 年 9 月 23 日一部改正)

(令和 元年 6 月 7 日一部改正)

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、国立大学法人信州大学テニユア・トラック制度に関する規程（平成23年2月17日国立大学法人信州大学規程第101号。以下「規程」という。）第4条第2項に基づき、テニユア・トラック制度に関する組織及び運営について定める。

2 学系等は、このガイドラインの趣旨を尊重するとともに、テニユア・トラック制度の組織及び運営に関する規程等を定め、テニユア・トラック制度の適正かつ適切な運用に資することとする。

(定義)

第2条 このガイドラインで使用する用語の定義は、規程第5条に定めるところによる。

(テニユア・トラック教員の処遇等)

第3条

学系は、規程第8条第1項によりテニユア・トラック教員を任期付職員の雇用形態で採用する際、当該テニユア・トラック教員に対して、給与等の労働条件の他、学系教授会議等会議への出席の有無、学系長等選挙その他学系等運営上の権利義務の有無について、事前に示して説明しなければならない。

2 学部、大学院研究科及び先鋭領域融合研究群は、規程第8条第2項によりテニユア・トラック教員を特定雇用教員の雇用形態で採用する際、当該テニユア・トラック教員に対して、給与額、年俸制の採否、賞与の有無等の給与に関する事項、退職手当の有無、裁量労働時間制等の労働条件の他、教授会等会議への出席の有無、学部長等選挙その他学部等運営上の権利義務の有無、及び任期付職員の雇用形態で処遇されるテニユア・トラック教員との処遇上の相違等について、事前に示して説明しなければならない。

(業績の評価・審査基準の設定と事前開示)

第4条 学系等は、テニユア審査がテニユア・トラック教員の将来に大きな影響を与える審査であることに鑑み、テニユア不授与に伴う紛議発生防止に努めなければならない。この場合において、テニユア・トラック教員に係るテニユア審査を将来円滑に実施するために必要な措置を、当該テニユア・トラック教員の採用時から講ずるものとする。

2 学系等は、テニユア・トラック教員の業績評価・審査基準に関する統一的な方針を作成する。

3 学系等は、必要に応じて、前項に定める学系等の統一的な方針の下に、学科・専攻・系・課程等別に、テニユア審査において評価の対象とする研究、教育及びその他管理運営業務等の事項並びにその審査・評価基準及びテニユア授与に必要な基準を定めることができることとする。

- 4 学系等は、特別なミッション等を付加するテニユア・トラック教員を採用する場合、研究、教育及び管理運営業務事項の他に、別に付加した特別なミッションに係る事項を業績評価・審査事項に加えることとする。
- 5 学系等は、規程第2条に定めるテニユア・トラック制度の目的を実現するために、テニユア・トラック教員の業績の評価・審査をテニユア・トラック教員の採用後の業績に重点をおいて実施することとする。
- 6 学系等は、テニユア・トラック教員の業績の評価・審査基準を事前に開示し、テニユア・トラック教員が達成すべき業績水準を明示することとする。

(業績の評価及び審査の一貫性の確保)

第5条 学系等は、規程第16条の定めるところにより、テニユア・トラック教員に対する業績の評価・審査を、所定の評価・審査基準に基づき、継続して一貫した方針で行うとともに、同等の評価・審査基準を採用する学科・専攻・系・課程等の間において、前条に定める審査基準を解釈及び適用する上で差違が生じないように、学系等内におけるテニユア制度運用の一貫性の確保に努めなければならない。

- 2 学系等は、テニユア・トラック教員に対する業績の評価・審査の対象として予め定められた業務事項以外の業績等については、評価の一貫性確保の観点から、当該評価の対象から除外する。

(業績の評価・審査資料の作成、管理、閲覧)

第6条 学系等は、テニユア・トラック教員に対する業績の評価・審査において、評価・審査に用いる業績調書、業績根拠資料及び授業評価書等の評価・審査資料を定め、これを作成するとともに、毎年次適正かつ確実に更新することとする。

- 2 学系等は、テニユア・トラック教員の個人別ファイルを作成し、当該テニユア・トラック教員の評価・審査に関わる全ての評価・審査資料を個人別ファイルに集積し、一括管理することとする。ただし、本人に開示しない書類がある場合は、別個の個人別ファイルを作成しこれに保管するとともに、閲覧を制限することとする。
- 3 テニユア・トラック教員は、所定の期限までに、自らが作成し提出する義務を負う個人別ファイル内の資料を、最新のものに更新しなければならない。テニユア・トラック教員による所定の期限以降の更新は、原則として認めないこととする。個人別ファイルの適正性、正確性及び完全性の確保は、当該テニユア・トラック教員の責任とする。
- 4 前2項に定める個人別ファイルは、当該テニユア・トラック教員、メンター教員、アドバイザー委員会委員、テニユア審査委員会委員、学系等人事委員会委員、その他学系長等が定める者が閲覧できることとする。この閲覧は、必要性がある場合に適正に行われなければならない。

(アドバイザー委員会)

第7条 学系等は、規程第15条の規定により、テニユア・トラック教員別にアドバイザー委員会を設置する。

- 2 アドバイザー委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学系長等が指名する教員 2～3名
- 二 その他アドバイザー委員会が必要と認める者

- 3 アドバイザリー委員会の委員長は、委員の互選により選出するものとする。
- 4 アドバイザリー委員会は、年次評価を行う他、当該テニユア・トラック教員に対する業績の評価・審査についての説明、当該テニユア・トラック教員に対する業務の指導・監督、メンター教員の選任及びその他関連する必要業務を行う。
- 5 アドバイザリー委員は、メンター教員を兼ねることができる。

(年次評価)

第8条 アドバイザリー委員会は、テニユア・トラック教員に対する年次評価を、特別の事情がない限り、テニユア・トラック期間の初年次、2年次及び4年次に行うこととする。

- 2 アドバイザリー委員会は、当該テニユア・トラック教員に対する年次評価を、中間審査及びテニユア審査への重要なステップと位置づけ、その業績の評価・審査を学系等が定めるテニユア審査基準等に従って、厳正に行わなければならない。
- 3 アドバイザリー委員会は、年次評価の実施時期及び実施通知の時期を、事前に定めることとする。
- 4 アドバイザリー委員会は、所定の時期に、前項に定める時期及び日程を、当該テニユア・トラック教員を含む関係者に通知することとする。
- 5 アドバイザリー委員会は、所定の様式により年次評価報告書を作成し、年次評価の結果を、テニユア審査委員会に報告しなければならない。
- 6 アドバイザリー委員会は、当該テニユア・トラック教員に対して、年次評価の結果を年次評価報告書に基づき説明するものとする。この場合において、当該説明を受けたテニユア・トラック教員は、当該説明を受けた証として当該報告書に自署するものとする。
- 7 アドバイザリー委員会は、テニユア・トラック教員の評価事項に関連して改善を必要とする問題点が存在する場合、当該テニユア・トラック教員に対して具体的にこの問題点を指摘・説明しその改善を求めるとともに、翌年度にこの改善状況を確認しなければならない。
- 8 アドバイザリー委員会は、年次評価報告書を、テニユア・トラック教員の個人別ファイルに保管しなければならない。

(テニユア審査委員会)

第9条 学系等は、規程第14条の規定により、テニユア運用委員会の下に、テニユア・トラック教員別にテニユア審査委員会を設置する。

- 2 テニユア審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 当該テニユア・トラック教員のアドバイザリー委員会委員である教員 2～3名
 - 二 前号以外の学系等教員 2～3名
 - 三 その他テニユア審査委員会が必要と認める者

3 テニユア審査委員会の委員長は、委員の互選により選出するものとする。

4 テニユア審査委員会は、中間審査及びテニユア審査を行う。

(中間審査)

第10条 テニユア審査委員会は、テニユア・トラック教員に対する中間審査を、特別の事情がない限り、テニユア・トラック期間の3年次に行うこととする。ただ

し、第11条の2、第12条及び第13条に基づき、中間審査を実施する前にテニユアを授与することが決定された場合は、この限りではない。

- 2 テニユア審査委員会は、当該テニユア・トラック教員の中間審査をテニユア審査への重要なステップと位置づけ、学系等が定めるテニユア審査基準等に従って、厳正に行わなければならない。
- 3 テニユア審査委員会は、中間審査の実施時期及び実施通知の時期を、事前に定めることとする。
- 4 テニユア審査委員会は、所定の時期に、前項に定める時期及び日程を、当該テニユア・トラック教員を含む関係者に通知することとする。
- 5 テニユア審査委員会は、中間審査を、年次評価結果を踏まえて行うこととする。
- 6 テニユア審査委員会は、所定の様式により中間審査報告書を作成し、中間審査の結果を、学系等人事委員会及びアドバイザー委員会に報告しなければならない。
- 7 テニユア審査委員会は、当該テニユア・トラック教員に対して、中間審査の結果を中間審査報告書に基づき説明するものとする。この場合において、当該説明を受けたテニユア・トラック教員は、当該説明を受けた証として当該報告書に自署するものとする。
- 8 テニユア審査委員会は、テニユア審査基準に照らして改善を必要とする問題点等が存在する場合、当該テニユア・トラック教員に対して具体的にこの問題点を指摘・説明しその改善を求めるとともに、翌年度にアドバイザー委員会を通じてこの改善状況を確認しなければならない。
- 9 テニユア審査委員会は、中間審査の結果、テニユア・トラック期間終了までにテニユア審査基準の達成が困難であると評価される場合、その旨を当該テニユア・トラック教員に対して面接して明確に伝え、説明しなければならない。
- 10 テニユア審査委員会は、中間審査報告書を、テニユア・トラック教員の個人別ファイルに保管しなければならない。

(テニユア審査)

第11条 テニユア審査委員会は、テニユア・トラック教員に対するテニユア審査を、テニユア・トラック期間の最終年次に行い、テニユア・トラック期間が満了する6ヶ月前までに終えるものとする。

- 2 テニユア審査委員会は、テニユア審査の実施時期、実施通知の時期及び個人別ファイルの更新期限に係る日程を、事前に定めることとする。

ただし、テニユア審査において評価の対象となる期間及び個人別ファイルの更新期限は、部局において内規等で定めることとする。

- 3 テニユア審査委員会は、所定の時期に、前項に定める時期及び日程を、当該テニユア・トラック教員を含む関係者に通知することとする。
- 4 テニユア審査委員会は、テニユア審査を、年次評価結果及び中間審査結果（第11条の2に基づき、中間審査を実施する前にテニユア審査を行う場合にあっては、年次評価結果。以下同じ。）を踏まえて行うこととする。
- 5 テニユア審査委員会は、テニユア・トラック教員に対して年次評価及び中間審査の際に改善を求めなかった事項を理由にして、テニユア不授与の判定をすることはできないこととする。

6 テニユア審査委員会は、所定の様式によりテニユア審査報告書を作成し、テニユア審査の結果を、学系等人事委員会に報告しなければならない。

7 テニユア審査委員会は、テニユア審査報告書を、テニユア・トラック教員の個人別ファイルに保管しなければならない。

(早期のテニユア審査)

第11条の2 審査委員会は、テニユア・トラック期間の満了前に、早期にテニユアを授与すること（以下「早期テニユア授与」という。）がふさわしいと判断した場合は、第11条の規定にかかわらず、当該テニユア・トラック教員のテニユア・トラック期間が第3年次以降であれば、テニユア・トラック教員の早期テニユア授与に係るテニユア審査を実施することができるものとする。

(学系教授会議等によるテニユア授与の審議決定)

第12条 学系等人事委員会は、学系長等及びテニユア審査委員長の出席の下で、テニユア授与について審議し、学系長等はその結果を学系教授会議等に報告しなければならない。

第13条 学系教授会議等は、前条に定める報告を受けて、テニユア授与の可否を決定するとともに、テニユアを授与するテニユア・トラック教員を正規教員に採用すること及び採用する職位を決定し、学系長等は、その結果を信州大学学術研究院会議に付議するものとする。

2 学系長等は、テニユア審査の経過及び学系教授会議等における審議結果を、速やかに信州大学学術研究院会議の議を経て、当該テニユア・トラック教員に対して通知するものとする。

3 学系教授会議等の審議後、信州大学学術研究院会議の議を経てテニユアを授与しない旨を決定した場合、学系長等は、所定の様式によりテニユア不授与通知書を作成し、当該テニユア・トラック教員に面接して、テニユアを授与しない旨を、テニユア不授与通知書に基づき伝えるものとする。この場合において、学系長等は、規程第24条に基づく不服申立手続きについてあわせて伝えることとする。

4 前三項のほか、早期テニユア授与に関して必要な事項は、学系等で別に定める。